

第 9 次総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和 4 年 2 月 28 日（月）～令和 4 年 3 月 29 日（火）
- 2 告知方法 プレス発表、東京都環境局ホームページへの掲載
及び水環境課窓口における紙資料配布
- 3 意見提出方法 郵送、電子メール
- 4 応募数 1 通（3 件）
- 5 御意見の概要と都の見解

No.	御意見の概要	都の見解
1	<p>計画（案）4 ページ（イ） （2(1)ア(イ) 合流式下水道の改善）</p> <p>合流式下水道の部分分流化のところは、全面的に分流化とし、他の事業より優先させてほしい。</p> <p>近年、雨量が増えているので、合流式下水道では、越流水の消毒などの処理が余計にかかってしまう。東京は大きいので、分流式に切り替えるのが良い。</p>	<p>区部下水道は約 8 割のエリアが合流式下水道となっており、分流式下水道に変更する課題として、多くの費用と長い年月が必要となります。また、都心部の道路は幅員が狭く埋設物が輻輳しているため、道路下に新たにもう 1 本の下水道管を整備することは物理的に困難です。さらに、宅地内に汚水と雨水それぞれの排水設備を設置するスペースの確保が難しい場合が多く、加えて都民の負担により実施しなければなりません。このため、合流式下水道を分流式下水道に変更するのではなく、雨の降り始めの特に汚れた下水を貯留する施設の整備など、合流式下水道から河川などへ放流される汚れを削減する対策を推進しています。</p> <p>部分分流化は、関係区などと連携して公共施設や再開発地区などにおいて、道路などインフラのつくりかえに合わせ、新たにもう一本の下水道管の整備も可能である場合には、建物の排水管を汚水と雨水に分けるなど、事業者との調整を図り部分分流化を推進しています。</p>
2	<p>計画（案）7 ページ 17 行目 （3(2)イ 雨水浸透及び貯留）</p> <p>合流式下水道だと、汚濁を防ぐために、雨水浸透や貯留のための施設が余計に必要なのではないか？</p>	<p>雨水浸透や貯留施設は、河川や下水道への雨水の流出を抑制するものです。豪雨による内水氾濫等を軽減するとともに、下水道の雨水吐口からの放流水を減少させ、汚濁負荷量の削減につながります。</p>
3	<p>計画（案）7 ページ 20 行目 （3(2)ウ 大規模建築物への雨水利用システムの導入）</p> <p>生活排水（汚水）は一定だが、雨量は急増することもある。特に近年集中豪雨や 50mm 以上の雨が増加している。雨水は雨水として流す方が、雨水利用システムを導入する等よりも負担が少なくなるのではないか。</p>	<p>雨水利用システムは、建築物内で雨水をいったん貯留し、雑用水等として有効に利用するものです。下水道へ流入する雨水の量が抑制され、下水道の雨水吐口からの放流水の減少により、汚濁負荷量の削減につながります。</p>